

給付型

・市の貸与型奨学資金との併用が可能です。

那須塩原市奨学生募集要項（国内／一般）

- 令和8年4月に入学予定の奨学生を追加募集します。
- 返還の必要がない奨学資金（給付型）です。
- 学部・学科を問わず、応募が可能です。

1 制度の趣旨

- 学業成績が優秀で修学の意欲及び明確な目的意識がある品行方正な人で、修学に当たり経済的支援が必要な人に、奨学資金を給付することによって、人材の育成に資することを目的としています。

2 申込資格

- 次の①～⑧の全てに該当する人
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学又は短期大学に令和8年3月末日までに合格した人で令和8年4月に入学する人
 - ② 学習意欲が高く、出身校又は在学校における全学年を通じた学業成績の評定平均値が5段階評価で4.3以上の人
 - ③ 修学に当たり経済的支援が必要な人で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和6年中の認定所得金額（※）が別紙2（表3）の収入基準額以下であること。
(別紙1「所得計算表」により算出することができます。)
 - ④ 本人又は保護者が市内に住所を有する人
 - ⑤ 学業優秀で品行方正である人
 - ⑥ 市税を滞納していない人
 - ⑦ 高等学校卒業後5年以内の人で、本市の給付型奨学資金の給付を受けていない人
※成績に関する記録の保存期間は、学校教育法施行規則により卒業後5年となっています。
 - ⑧ 申込みに当たり、「6 申込手続」に掲げる必要な書類を提出できる人

(※) 認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人（単身赴任者のように実際に居住が別でも、経済的に一体性がある場合には同一世帯として取り扱う。）の1年間の総収入金額から必要な経費（給与所得者は、別紙2（表2）に掲げる算式により算出した控除額）及び別紙2（表3）に掲げる特別控除額を控除した金額をいう。

3 給付金額及び回数

- 給付金額 20万円
- 給付回数 1人1回限り
- 給付時期 令和8年3月以降

4 給付人数

- 大学生・短期大学生合わせて 3人程度

5 奨学資金の併用

- 市の貸与型奨学資金及び市以外の奨学資金との併用は可能
- 市の給付型奨学資金（医療系）に応募することは不可

6 申込手続

(1) 提出書類 次の①～⑦を提出してください。

① 納付型奨学資金申請書（様式第1号）

※ 特別控除欄の記入は、「特別控除額表（別紙2（表2））」を参照してください。

② 出身校長又は在学校長の奨学生推薦調査書（様式第2号）

※ 評定欄その他の記載事項については、各校長の判断により調査書等の添付で代用可。ただし、校長の推薦欄を記入押印したこの書類の提出自体は必須です。

※ 高等学校を既卒の場合で、出身校長の奨学生推薦調査書を取得することが困難な場合は、高等学校の調査書等のみの提出でも可。

③ 奨学生自己推薦書（様式第3号）

④ 本人の納税証明書

⑤ 同一生計を営む者の全員の住民票の写し

⑥ 同一生計を営む者の所得を証する証明書

⑦ 納付型（国内・一般枠）奨学資金チェックリスト

※ ④⑤⑥については、別紙「納税証明等取得承諾書」の添付があれば、提出不要です。

- 様式は、市役所ホームページ（<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/index.html>）からもダウンロードできますので、御利用ください。

「納税証明等取得承諾書」の添付があれば、
提出不要

(2) 提出先（郵送可）

○ 那須塩原市教育委員会事務局 教育総務課総務係

〒329-2792 那須塩原市あたご町2-3 (那須塩原市役所 西那須野庁舎3階)

(3) 受付期間（追加募集）

○ 令和8（2026）年1月13日（火）～令和8（2026）年2月20日（金）※当日必着

7 選考方法

(1) 書類審査

○ 学業成績や所得状況等について審査し、候補者を選出します。

(2) 面接（書類審査において選出された候補者のみ）

○ 日時 ▷令和8（2026）年3月12日（木）

○ 場所 ▷西那須野公民館（予定）

※日時及び会場の詳細は後日お知らせします。

※場合によっては、オンライン面接も可能です。

8 選考と決定

○ 那須塩原市奨学生選考委員会で選考し、教育委員会が決定します。

○ 納付の可否については、令和8年3月下旬に本人に通知します。

9 決定後の手続

○ 納付決定通知があったときは、誓約書を提出してください。

○ 納付金は、合格決定通知及び納付型奨学資金請求書を提出後、本人名義の口座に振り込みます。

○ 大学又は短期大学に入学後、在学している間は、毎年、「成績証明書」を提出していただきます。

10 注意事項

○ 大学又は短期大学に入学しなかったとき、又は偽りその他不正な行為により給付を受けたと認められたときは、給付した奨学資金を返還していただきます。